

●国民健康保険の加入脱退の届け出を忘れずに

国民健康保険（国保）は、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、加入している人が保険料を出し合い、みんなで助け合う制度です。職場の健康保険などに加入している人とその被扶養者、後期高齢者医療制度に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、皆さんが国保に必ず加入しなければなりません。

●国保に加入するとき
 会社などを辞めた人はその翌日から、加入手続きができます。勤めていた会社
 や年金事務所（旧社会保険事務所）などで発行する健康保険資格喪失証明書を持参してください。

こんなとき	届け出に必要なもの
加入するとき	
ほかの市区町村から転入してきたとき	転出証明書
ほかの健康保険をやめたとき	会社などの健康保険をやめた証明書
生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	保険証、おやこ健康手帳
やめるとき	
ほかの市区町村に転出するとき	保険証
ほかの健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の保険証
生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書
加入者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
そのほか	
住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった保険証
修学のため転出するとき	保険証、在学証明書

●国保に加入する届け出が遅れると：

加入の届け出をした月ではなく、国保に加入する資格を得た月までさかのぼって保険料を納めなければなりません。
 また、保険証がないため、その間の医療費は、全額自己負担になります。

●国保をやめるとき

会社などの健康保険に入った、その被扶養者になつたりした場合は、国保をやめる届け出が必要です。自動的に国保の資格がなくなるわけではありません。職場の保険証などを持参してください。

●国保をやめる届け出が遅れると：

資格がなくなった後に誤って国保の保険証を使って医療を受けてしまうと、国保が負担した医療費を返さなければなりません。
 また、届け出をするまでは保険料を二重に支払ってしまうこともあります。

●届け出は14日以内に

保険が変わったときは、その事実を証明するもの、身分証明書（免許証や年金

手帳など）を持参して届け出をしてください。
 また、代理人が手続きする場合は、世帯主からの委任状が必要です。

〒本庁国民健康保険課 ☎426・3281